



消費生活センターからのお知らせ

ちょっとまって!突然の点検

ガス会社等を装って来訪し、給湯器の交換やリフォーム工事の契約を迫る事業者がいます。

- ・契約しているガス会社等に確認する
- ・安易に事業者を家に入れない



民法が改正され、令和4年(2022年)4月1日より成年年齢は18歳に引き下げられます

大人になると、自分の意思で様々な契約ができるようになる一方で、悪質業者のターゲットになることがあります。契約の知識を身につけてもらうため、リーフレットを作成しました。ホームページでご覧になれます。



大人になるあなたへ

民法の改正により2022年4月1日から成人年齢が18歳になります。



大人になると、自分の意思で様々な契約ができるようになります。その際、未成年者同様の取扱いがされなくなるため、悪質業者のターゲットになることがあります。契約の知識を身につけ、自立した消費生活を目指しましょう。

目黒区消費生活センター



はい消費生活相談です

広告の写真と違う粗悪品が届いた!返品できないの?



SNSの広告を見て販売サイトからブラウスを注文した。実際に届いた商品は、糸のほつれがあり、汚れもある粗悪品だった。返品したいとメールで申し出ると「注文した商品で間違いなく、不良品ではないので返品には応じられない。販売サイトの規約に書いてある」と言われた。どうしたらいいか。

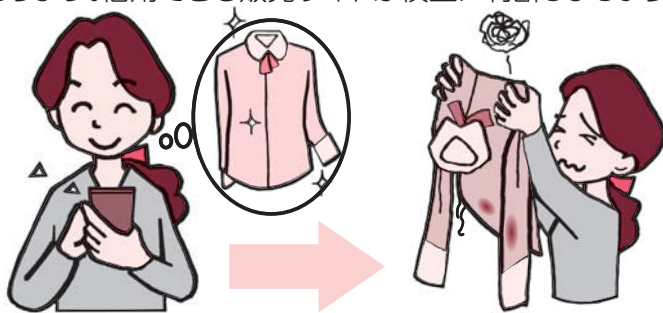


通信販売では、返品については事業者が決めた規約に特約(返品特約)があれば、それに従うこととなります。実際の商品を一度も見ずに購入するところから、広告ではわからない粗悪品だったといったトラブルになる可能性があります。申込みの前に、返品特約で返品の可否や、返品・交換の条件を必ず確認しましょう。



めぐニャンからのアドバイス

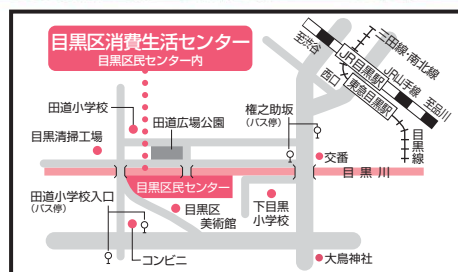
お手頃価格のおしゃれな洋服などSNSの広告から販売サイトを利用してトラブルになることがあります。広告が日本語で書かれてあっても、相手は海外事業者だったというケースもみられます。海外事業者の場合、縫製の粗さや小さな汚れ、糸のほつれなど良品・不良品の捉え方が日本の感覚とは異なる場合もあり、注意が必要です。また広告には良品を掲載し粗悪品を送ってくる販売サイトも見うけられます。事業者には、販売サイトに返品特約や事業者の名称、住所、電話番号などの表記(特定商取引法に基づく表記)の記載が義務付けられています。購入申込の前に必ず確認しましょう。海外事業者は、連絡方法がメールのみであったり、国内の電話番号の記載があってもつながりにくい場合があります。信用できる販売サイトか慎重に判断しましょう。



シグナル114号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)
〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL : 03-3711-1133 FAX : 03-3711-5297

メールマガジンも配信しています。



目黒区 消費生活

検索